

Ⅲ 事業の執行と台帳調製

Ⅲ-① 工事設計書の作成

水産基盤整備事業補助金等交付申請書には、工事設計書(設計総括表、工事費内訳書、計画平面図、断面図、縦断面図、標準断面図及び安定計算表、写真等)を添付して提出する。工事設計書は、交付申請までに水産庁の審査ヒアリングを受けて、承諾を得ておくことが必要である。承諾の際に工事設計書表紙に水産庁担当官の承諾サインを入れるので、交付申請ではその表紙を添付することとしている。

工事設計書の審査ヒアリングは、随時受け付けているが、気象・海象条件による適正工期の制約や資材・労務者等確保のための発注時期の平準化等のため、新年度となって速やかな工事発注が必要な場合に対応するため、工事实施の前年度の1月～3月に早着ヒアリングを実施している。

また、標準断面及び安定計算表など施設の設計内容を決定するための工法協議については、工事設計書の審査ヒアリングに先立って行うことを原則としている。なお、工法協議は新規断面(初めて工法協議を行う断面)のみ受ければよく、継続断面(既に工法協議を行った断面)はこの限りではない。

(工事費内訳書等)

- 工事費内訳書等は、「水産基盤整備事業、海岸整備事業、地方創生汚水処理施設整備推進交付金及び地方創生港整備推進交付金の事務要領」(令和4年4月1日付け3水港第2433号)の第5「申請書等の作成方法」に基づいて作成する。
- 工事費内訳書等の作成に当たっては、漁港漁場関係事業事務必携(令和4年度版)の第3章「補助金等の交付申請書の作成」及び付録「I 安定計算表の様式」を参考にできる。

(工法協議)

- 工法協議及びその資料の作成については、漁港漁場関係事業事務必携(令和4年度版)の2.3.3「工法協議」を参考にできる。

(漁港・漁場の施設の設計)

- 漁港・漁場の施設の設計に当たっては、設計実務の的確かつ効率的な推進を可能とするため、性能規定化に対応した漁港・漁場の施設の設計に必要な知見や手法等を解説した「漁港・漁場の施設の設計参考図書2015版」を参考にできる。

<関連する通知等>

- 水産基盤整備事業、海岸整備事業、地方創生汚水処理施設整備推進交付金及び地方創生港整備推進交付金の事務要領(令和4年4月1日付け3水港第2433号)
- 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針の細目について(平成27年7月17日付け27水港第1588号)

<参考になる資料等>

- 漁港・漁場の施設の設計参考図書2015版(水産庁)
漁港漁場関係事業事務必携 令和4年度(公益社団法人全国漁港漁場協会)

工事設計書の記載例 「機能保全事業以外の場合」

<工事設計書表紙・チェックリスト(例1)>

別紙1-1

(当初・変更・ゼロ国・一部国費付国債)
 (第 回変更)
 (北海道・本土・離島・沖縄・奄美)
 (直接補助・間接補助)
 (内枠・満額)

*該当箇所○

令和○年度

○○地区(○○漁港、○○漁場)

○○事業工事設計書

(ネーミング事業名)

主要チェックリスト(「適否」欄について、適正な場合は場合√、該当がない場合は一と記入すること。)

チェック内容		適否
事前手続等	(1) 特定漁港整備事業計画と整合しているか。承認(変更)手続きは完了しているか。 変更承認年月日()	
	(2) 事業基本計画(及びネーミング事業の計画)と整合しているか。承認(変更)手続きは完了しているか。 (変更)承認年月日() ネーミング事業計画(変更)承認年月日()	
	(3) 他事業・計画との調整が図られているか。	
	(4) 事業が漁港区域内で行われているか。(漁港施設整備、漁港保全に限る。) (変更)告示年月日()	
	(5) 適化法、漁港法に規定された財産処分の手続は完了しているか。 承認年月日()	
	(6) 埋立免許は取得済みか。免許年月日() 竣工期限()	
	(7) 道路、河川、自然公園部局等との協議、手続は完了しているか。 協議等完了年月日()	
	(8) その他、事業実施に当たり必要な法定手続は完了しているか。	
	(9) 事業実施に際し関係機関との調整は済んでいるか。	
	(10) 法令、補助金交付要綱等の定めに従っていないか。	
その他	(1) 天端高等の基本的諸元の考え方は県下統一基準に合致しているか。	
	(2) 施設の構造細目が県下統一基準に合致しているか。	
	(3) 積算基準、使用単価は適正か。標準積算外は見積もり等を活用しているか。また、県下統一基準に合致しているか。	
	(4) 工事・業務の工期設定について、適切に設定されているか。	
	(5) 環境に配慮された設計等になっているか。	
その他	(1) 申請国費は内示額以内か。国費(補助率)の適正性はどうか。	
	(2) 補助金交付申請に必要な書類がそろっているか。事業実施に必要な工事費・測量設計費は計上しているか	
	(3) 所定の様式、図面、着色等が適切に作成されているか。	

注意点

- ・計画承認が未完了の場合でも認可ヒアリングは同時並行で行っています。
- ・予算成立前でも認可ヒアリングは行っていますが、申請時期は予算成立後です。
- ・計画承認は最新の承認年月日になっているか確認
- ・埋め立て申請している場合は、そのスケジュールを正確に記載

補足説明

- ・設計積算については、令和3年度補正予算から項目を追加して、
- ・標準積算外は見積もり等を活用
- ・工事・業務の適切な工期設定
- ・環境に配慮した設計
- などについてご検討ください。

<設計総括表>

施行者	費目	工場	数量	事業費	国費	70/100		国	国												
						事業費	国														
●●●	事業費			270,000,000	186,000,000	240,000,000	168,000,000														
	工事費			270,000,000	186,000,000	240,000,000	168,000,000														
	本工事費			229,000,000	163,300,000	229,000,000	163,300,000														
	第3防波堤	L=1.5m		40,000,000	28,000,000	40,000,000	28,000,000														【本県地区】 防波式本体工L=1.5m、上壁工L=1.5m、 消波工L=1.5m、6段工 1式
	東防波堤	L=25.0m		189,000,000	132,300,000	189,000,000	132,300,000														【本県地区】 海上防波式防波工1式、基礎工L=25.0m 本体工(鋼骨打式)L=25.0m、波壁・接岸工1式、 上壁工L=25.0m、付帯工1式 消波工L=25.0m、構造物撤去1式 仮設工1式
	測量設計費	設計	1式	2,000,000	1,400,000	2,000,000	1,400,000														【本県地区】 第3防波堤 東防波堤 東防波堤 東防波堤
	測量設計費	設計	1式	2,000,000	1,400,000	2,000,000	1,400,000														【本県地区】 東防波堤 東防波堤 東防波堤 東防波堤
	測量設計費	設計	1式	24,970,000	14,982,000	24,970,000	14,982,000														【本県地区】 -3.5m岸壁 構造物撤去
	測量設計費	設計	1式	2,000,000	1,200,000	2,000,000	1,200,000														【本県地区】 -3.0m岸壁 東防波堤
測量・工事監理	1式		1,700,000	1,190,000	1,700,000	1,190,000														【本県地区】 東防波堤 東防波堤	
測量・工事監理	1式		30,000	18,000	30,000	18,000														【本県地区】 -3.0m岸壁 東防波堤CALIS	
測量・工事監理	1式		1,500,000	1,050,000	1,500,000	1,050,000														【本県地区】 第3防波堤 東防波堤 東防波堤 東防波堤	
測量・工事監理	1式		900,000		900,000															【本県地区】 -3.5m岸壁 東防波堤	
測量・工事監理	1式		900,000		900,000															【本県地区】 -3.0m岸壁 東防波堤	
測量・工事監理	1式		1,300,000	910,000	1,300,000	910,000														【本県地区】 東防波堤 東防波堤	

工種数量欄は1式ではなく、

- ・防波堤などは延長、
- ・泊地などは面積で表示。

施工者	費目	工種	区分	数量	単位	単価	金額	備考
●●●	工事費							
	本工事費	第3西防波堤						
				1.5	m	640,000	960,000	50tブロック製作据付37個
				1.5	m	13,564,000	20,346,000	
				1	式		15,000	敷設板
							24,693,000	
				1	式		993,000	回航費、運搬費、事業損失防止施設費（汚濁防止膜）
				1	式		10,678,000	岩締め費（快通トイレ）
							36,364,000	
				10	%		3,636,000	
							40,000,000	

変更工事費内訳表の記載は、

- ・ 工事内容に変更がない工種については、詳細な区分の記述を省略することも可能です。

工事費内訳表

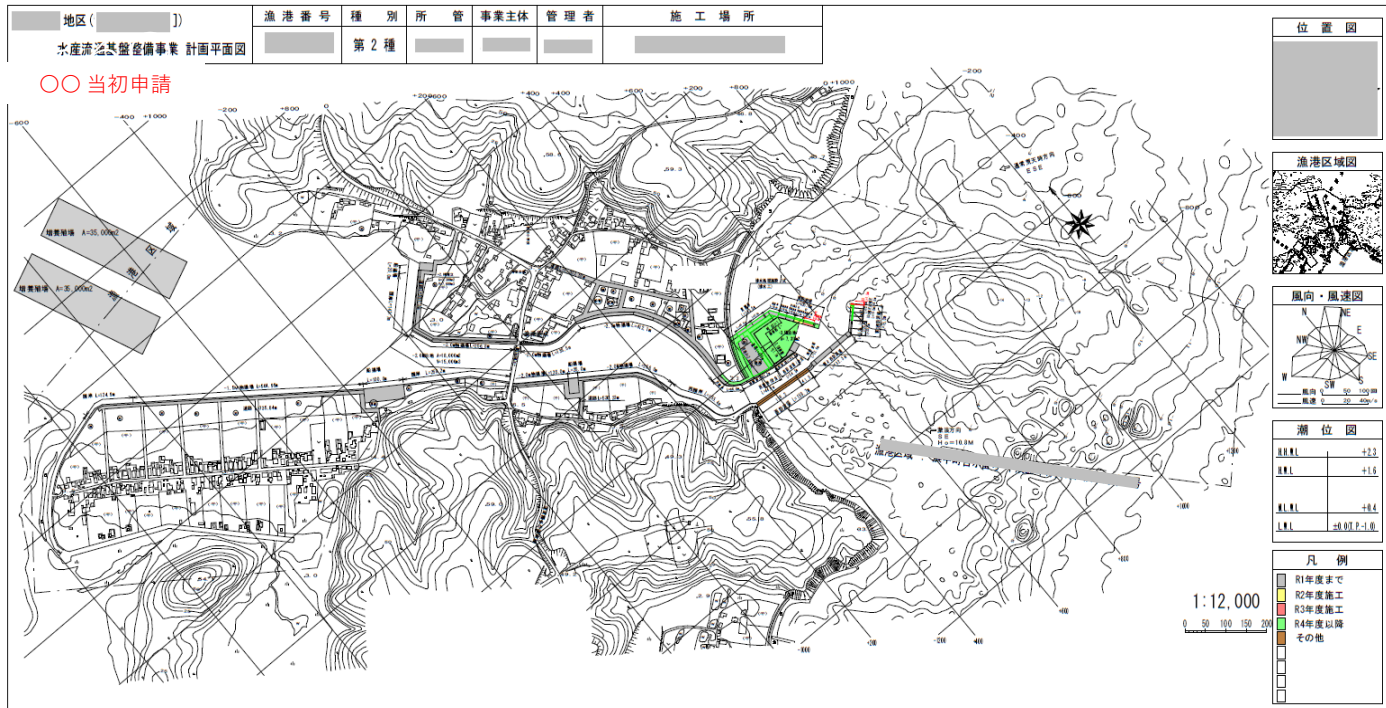
施工者	費目	工種	区分	数量	単位	単価	金額	備考
		東防波堤						【本港地区】
			海上地盤改良工	250	m		189,000,000	
			基礎工	1	式		7,033,000	長有地 D=15.5km
			本体工[塙所打式]	250	m	665,000	16,625,000	
			被覆・根固工	250	m	1,864,000	46,600,000	
			上部工	1	式		4,032,000	2t製作据付89個、据付49個 根固方塊6.23t据付25個
			付属工	250	m	286,000	7,150,000	
			消波工	1	式		281,000	灯標移設
			構造物撤去工	250	m	1,056,000	26,400,000	12t製作据付140個、据付86個
			仮設工	1	式		1,294,000	被覆2t撤去49個、根固方塊6.23t撤去5個 消波12t撤去86個
			敷設板	1	式		586,000	敷設板
			直接工事費計				110,001,000	
			間接工事費（積上分）	1	式		6,298,000	運搬費、岩締め費（快通トイレ）
			間接工事費（率分）	1	式		55,520,000	
			工事価格				171,819,000	
			消費税相当額	10	%		17,181,000	
			計				189,000,000	

工事費内訳表

施工者	費目	工種	区分	数量	単位	単価	金額	備考
	測量設計費						41,000,000	
		設計	実施設計	1	式		2,000,000	【本港地区】 第3西防波堤
		設計	実施設計	1	式		2,000,000	【本港地区】 東防波堤
		設計	構造実施設計	1	式		24,970,000	【本港地区】 -3.5m岸壁 耐震、耐津波設計
		設計	実施設計	1	式		2,000,000	【本港地区】 -3.0m岸壁
		構算・工事監督	施工管理	1	式		1,700,000	【本港地区】 東防波堤
		構算・工事監督	漁港漁場CALS	1	式		30,000	【本港地区】 -3.0m岸壁
		構算・工事監督	積算資料作成	1	式		1,500,000	【本港地区】 第3西防波堤
		構算・工事監督	積算資料作成	1	式		1,500,000	【本港地区】 東防波堤
		構算・工事監督	積算資料作成	1	式		1,500,000	【本港地区】 -3.5m岸壁
		構算・工事監督	積算資料作成	1	式		1,500,000	【本港地区】 -3.0m岸壁
		構算・工事監督	積算資料作成	1	式		1,500,000	【本港地区】 第3西防波堤
		台帳等整備	技術審査	1	式		1,000,000	【本港地区】 東防波堤
		台帳等整備	漁港台帳更新	1	式		1,300,000	

<計画平面図>

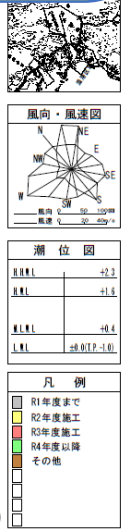
- 測量設計費
第3西防波堤
- 設計 実施設計 1式 -3.5m岸壁
 - 構算・工事監督 積算資料作成 1式
 - 構算・工事監督 技術審査 1式
- 東防波堤
- 設計 実施設計 1式 -3.0m岸壁
 - 構算・工事監督 施工管理 1式
 - 構算・工事監督 漁港漁場CALS 1式
 - 構算・工事監督 積算資料作成 1式
 - 台帳等整備 漁港台帳更新 1式
- 設計 構造実施設計 1式
 - 構算・工事監督 積算資料作成 1式



地区 ()	漁港番号	種別	所管	事業主体	管理者	施工場所
水産流通基盤整備事業 計画平面図		第2種				

○ ○ 当初申請

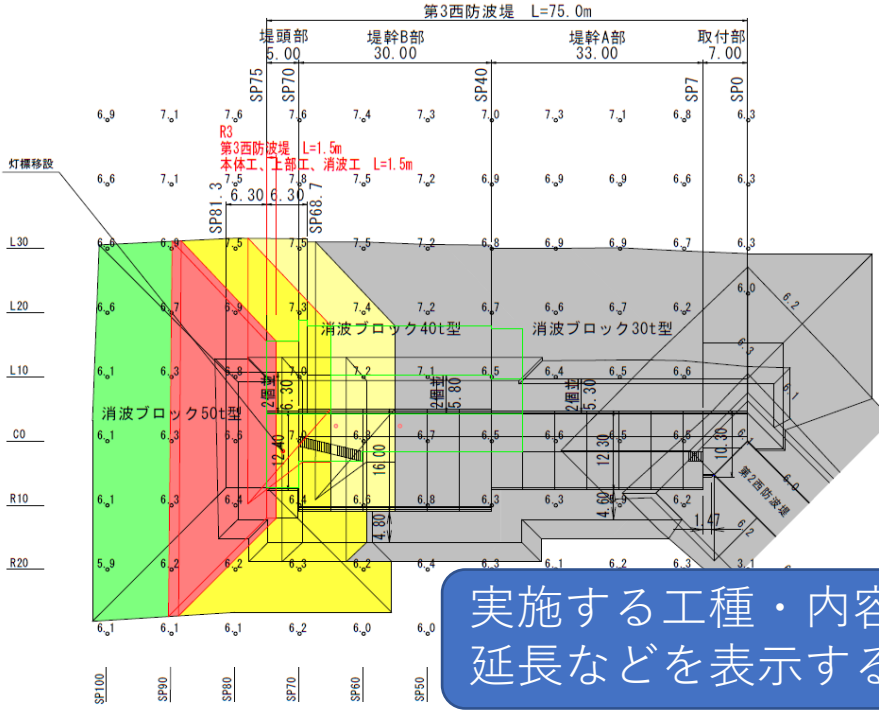
測量設計費		
第3西防波堤		
設計	実施設計	1式
精算・工事監督	積算資料作成	1式
精算・工事監督	技術審査	1式
東防波堤		
設計	実施設計	1式
精算・工事監督	施工管理	1式
精算・工事監督	積算資料作成	1式
台帳等整備	漁港台帳更新	1式
-3.5m岸壁		
設計	構造実施設計	1式
精算・工事監督	積算資料作成	1式
-3.0m岸壁		
設計	実施設計	1式
精算・工事監督	漁港漁場CALS	1式
精算・工事監督	積算資料作成	1式



1:3,000

< 平面図 >

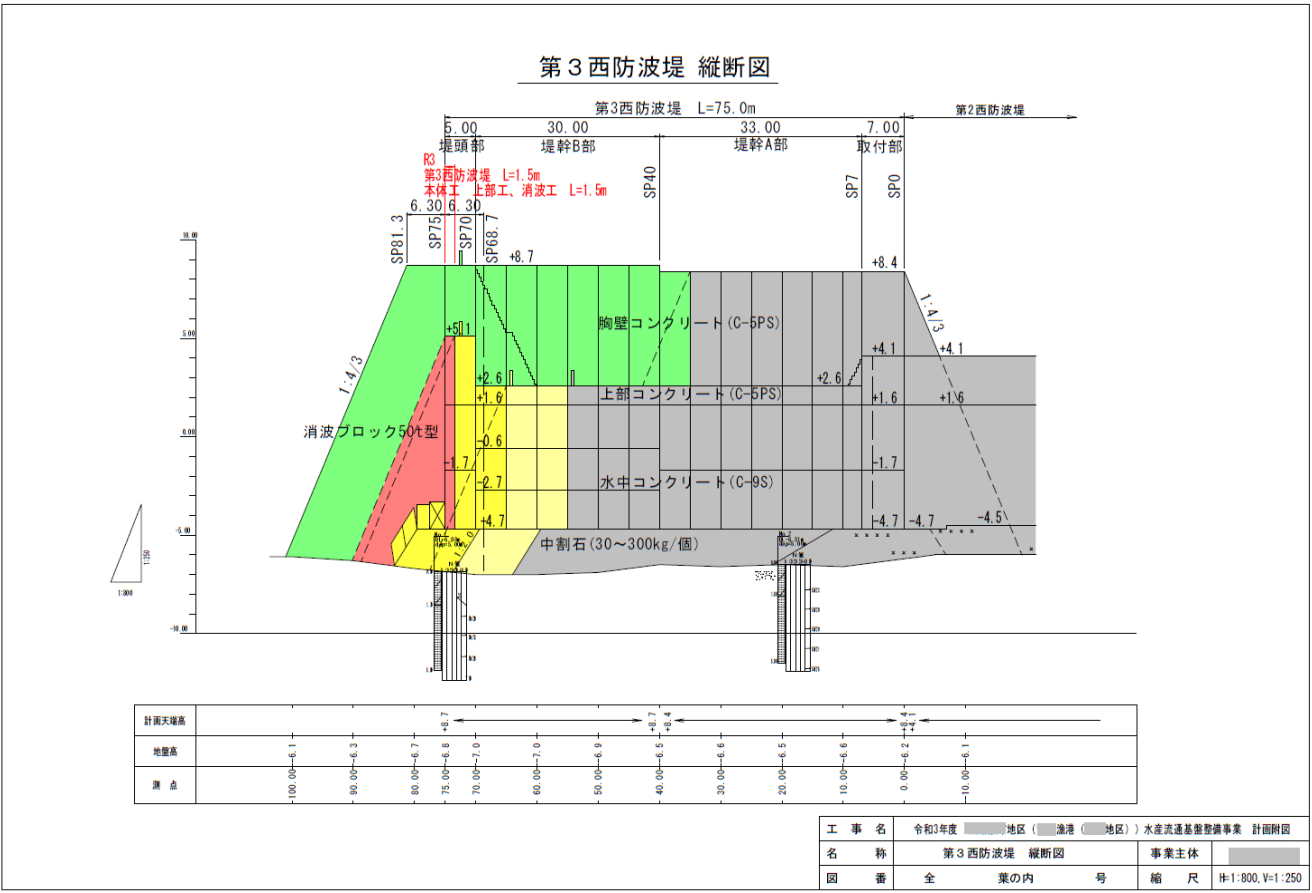
第3西防波堤 平面図



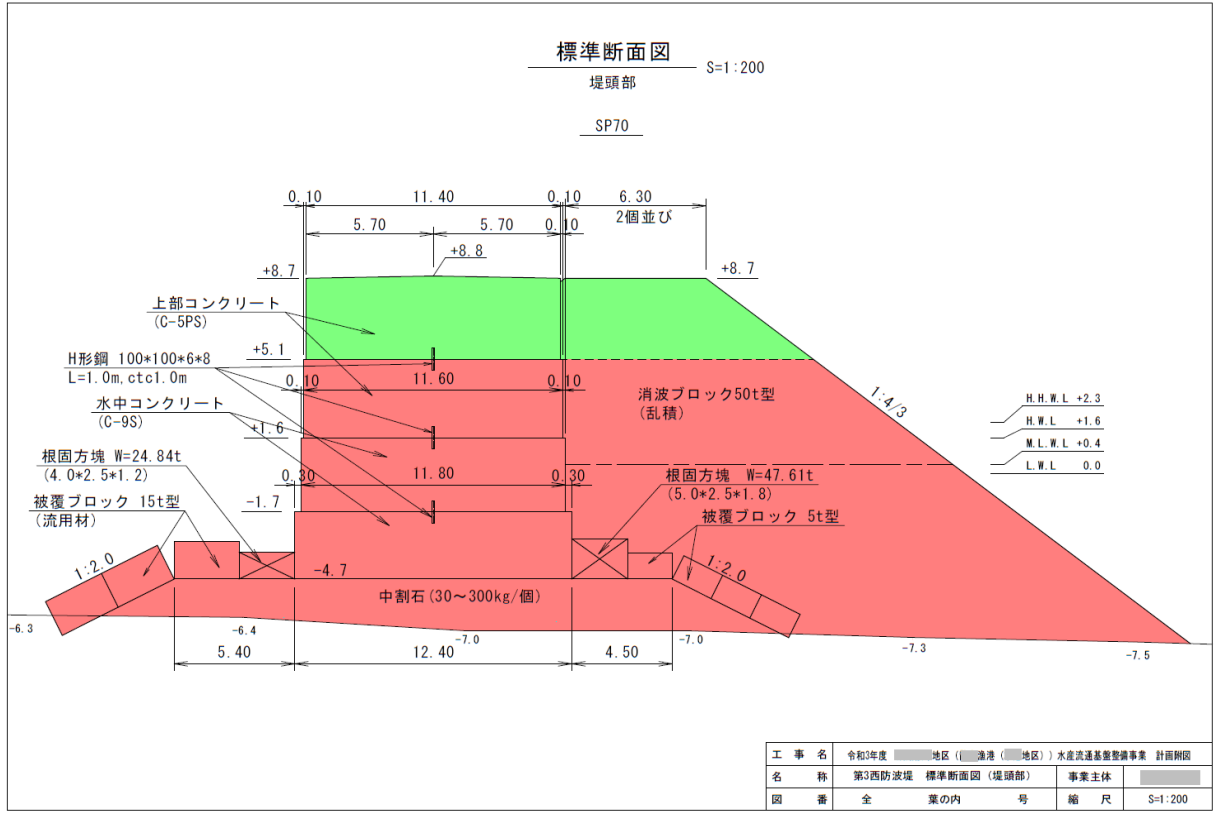
実施する工種・内容を明示し、延長などを表示する。

工事名	令和3年度 地区 () 地区) 水産流通基盤整備事業 計画平面図
名称	第3西防波堤 平面図
図番	全 業の内 号 縮尺 1:800

<縦断面図>



<標準断面図>

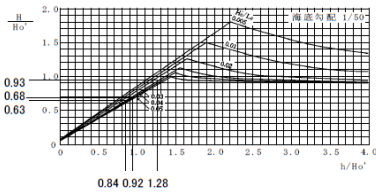


<安定計算表>

安定計算表

都道府県名		事業名	漁港名	漁港番号	工種名	工区名	着工年度
		水産流通基盤			第3西防波堤	堤頭部	H27
設計条件							
潮位	H.H.W.L.	+2.3m	波高(Ho)	10.8m	堤前波高(H)	6.5m	
	H.W.L.	+1.6m	波長(Lo)	297.1m	5H堤前波高(H)	(30年)7.0m,(5年)6.9m	
	L.W.L.	±0.0m	主方向	SE	周期(T)	13.8 sec	
海底勾配		1/50	推算法	スペクトル法(MRI)	入射角	8±15°	
設置水深		-7.0	船舶係留の有無	無	基礎地盤の地質	砂礫	
備考	・換算沖波波高はエネルギー平衡方程式を使用した。 ・設置点 ※天端高計算用 $H_o=10.8 \times 0.95=10.26m, H=10.26 \times 0.63=6.5m$ ・5H沖区間波高(30年確率波) ※完成時安定計算用 $H=10.26 \times 0.68=7.0m$ ・沖波工先波高(30年確率波) ※消波工質量算定用 $H=10.26 \times 0.68=7.0m$						
	・5H沖区間波高(5年確率波) ※暫定時安定計算用 $H_o=8.140, 9.1=7.37m, H=7.37 \times 0.93=6.9m$ ・設計震度 $k=0.21$ (発生頻度の高い津波を生じさせる地震動から求める設計震度)を用いる。(黒本 外郭 $K=0.15$)						

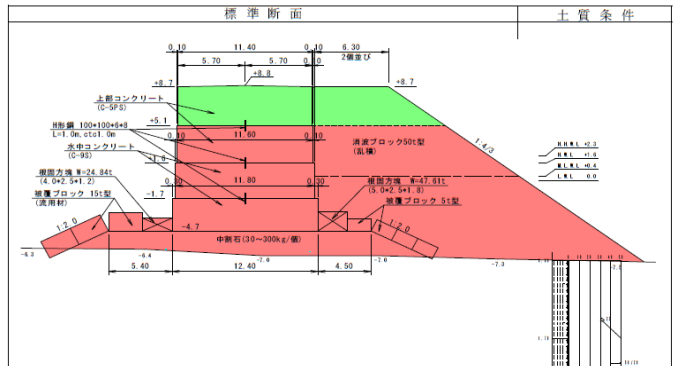
解析モデル		検討モデル領域における沖側境界条件					
エネルギー平衡方程式	格子間隔(m)	沖側地盤 G.H.	潮位 H.W.L.	水深(hm)	入射波高 Ho	周期T(s)	入射波向
	100.0m	-147.0m	+1.6m	148.6m	10.8m	13.8sec	SE
	換算沖波算定結果						
	地点	水深(hm)	屈折・回折係数等	浅水係数	入射波向		
	砕波点	-15.0m	0.95	-	N143.7°		



設置点	5H前	5H前	法先
h/H_o	0.84	0.92	1.28
$H/H_o(Ks)$	0.63	0.68	0.93
	(30年)	(30年)	(5年)

(継続断面)

設計計算							
天端高	天端高	+8.7m	滑動	1.764 >1.2 1.473 >1.2 2.27 >1.0	端趾圧	P1	*497.683 294.817 KN/m ² 431.888
	算定式	$1.0H_{50}+H.W.L.+\eta$	転倒	2.203 >1.2 2.395 >1.2 3.311 >1.0		P2	0.000 0.000 KN/m ² 21.346
	既設天端高	-	安全率	偏心傾斜	1.184 >1.0	P1'	- KN/m ²
	波圧算定式	消波工付公式 $p=L \cdot 0.7 H \cos \beta$	直線すべり	1.747 >1.2	地盤反力	P2'	- KN/m ²
全波力	940.310 kN/m	円形すべり	-	基礎地盤支持力の算定	qs=	500 KN/m ²	
消波ブロックの質量算定		W=	47.345 t以上				
備考	・天端高の算定 $1.0H_{50}+HWL+\eta=1.0 \times 6.5+1.6+0.6=8.7m$ ・消波ブロック質量の算定(パドソン公式) $W=2.3 \times 7.0^2 / (10.0 \times (2.3/1.03-1)^2 \times 4/3) \times 1.5=47.345t$ 以上とし、経済比較より50t型とする。 ・堤体幅の決定 完成時:堤体幅=12.3mの時、端趾圧 $p1=504.498/500$ で安定しないため、 $B=12.4m$ とする。 ・安全率は、上段:完成時(30年)、中段:暫定時(5年)上部上段無し)、下段:地震時($K=0.21$)とする。 ・打継ぎ部の検討 [+5.1] 滑動 $Fs=1.517 >1.2$ 、H形鋼 $L=1.0m$ を1本/m配置する。 [+1.6] 滑動 $Fs=2.045 >1.2$ 、H形鋼 $L=1.0m$ を1本/m配置する。 [-1.7] 滑動 $Fs=1.851 >1.2$ 、H形鋼 $L=1.0m$ を1本/m配置する。						
	標準断面						
	土質条件						
	図面詳細						



<航空写真・施工箇所写真>

事業施工箇所写真(本港地区)



補足説明

可能であれば、整備対象施設全体が写っている写真を添付ください。

平成29年10月撮影

第3西防波堤



東防波堤

令和〇年〇月撮影

漁港内の静穏状況写真（本港地区）

振込波の進入により1.0m程度のうねりが発生。
うねりの発生により船が揺れている。



の船が左右に揺れている。

↑係船ロープに余裕あり
↓係船ロープが張り危険な



補足説明
整備目的が明確な施設については、「必要性を示す写真」の添付の必要はありません。

令和〇年〇月撮影

添付する写真は、整備目的がわかる代表的なものを、
（例）・機能保全事業以外の場合 港内静穏度向上、防波堤嵩上げに係るものなど
・機能保全事業の場合 保全工事、計画の見直しに係る施設など

工事設計書の記載例 「機能保全事業の場合」
 <工事設計書表紙・チェックリスト（例2）>

別紙1-1

主要チェックリスト(「適否」欄について、適正な場合は場合V、該当がない場合は-と記入すること。)

(当初・変更・ゼロ国・一部国費付国債)	
(第 回変更)	
(北海道・本土・離島・沖縄・奄美)	
(直接補助・間接補助)	
(内枠・満額)	
*該当個所に○	
令和○年度	
○○地区(○○漁港、○○漁場)	
○○事業工事設計書	
(ネーミング事業名)	
事業主体(●●県)	
都道府県の審査担当者	●● ●●
都道府県の担当者の意見	

チェック内容		適否
事前 手 続 等	(1) 特定漁港漁場整備事業計画と整合しているか。承認(変更)手続きは完了しているか。 変更承認年月日()	
	(2) 事業基本計画(及びネーミング事業の計画)と整合しているか。承認(変更)手続きは完了しているか。 (変更)承認年月日() ネーミング事業計画(変更)承認年月日()	
	(3) 他事業・計画との調整が図られているか。	
	(4) 事業が漁港区域内で行われているか。(漁港施設整備、漁港保全に限る。) (変更)告示年月日()	
	(5) 適化法、漁港法に規定された財産処分の手続きは完了しているか。 承認年月日()	
	(6) 理立免許は取得済みか。免許年月日() 竣工期限()	
	(7) 道路、河川、自然公園部局等との協議、手続きは完了しているか。 協議等完了年月日()	
	(8) その他、事業実施に当たり必要な法定手続きは完了しているか。	
	(9) 事業実施に際し関係機関との調整は済んでいるか。	
	(10) 法令、補助金交付要綱等の定めに従っていないか。	
設計 積算 等	(1) 天端高等の基本的諸元の考え方は県下統一基準に合致しているか。	
	(2) 施設の構造細目が県下統一基準に合致しているか。	
	(3) 積算基準、使用単価は適正か。標準積算外は見積もり等を活用しているか。また、県下統一基準に合致しているか。	
	(4) 工事・業務の工期設定について、適切に設定されているか。	
	(5) 環境に配慮された設計等になっているか。	
申請 額 等	(1) 申請国費は内示額以内か。国費(補助率)の算定に誤りはないか。	
	(2) 補助金交付申請に必要な書類がそろっているか。事業実施に必要な工事費・測量設計費は計上しているか	
	(3) 所定の様式、図面、着色等が適切に作成されているか。	
備 考	●/● ■■	

注意点、補足説明は（例1）と同じ

<設計総括表>

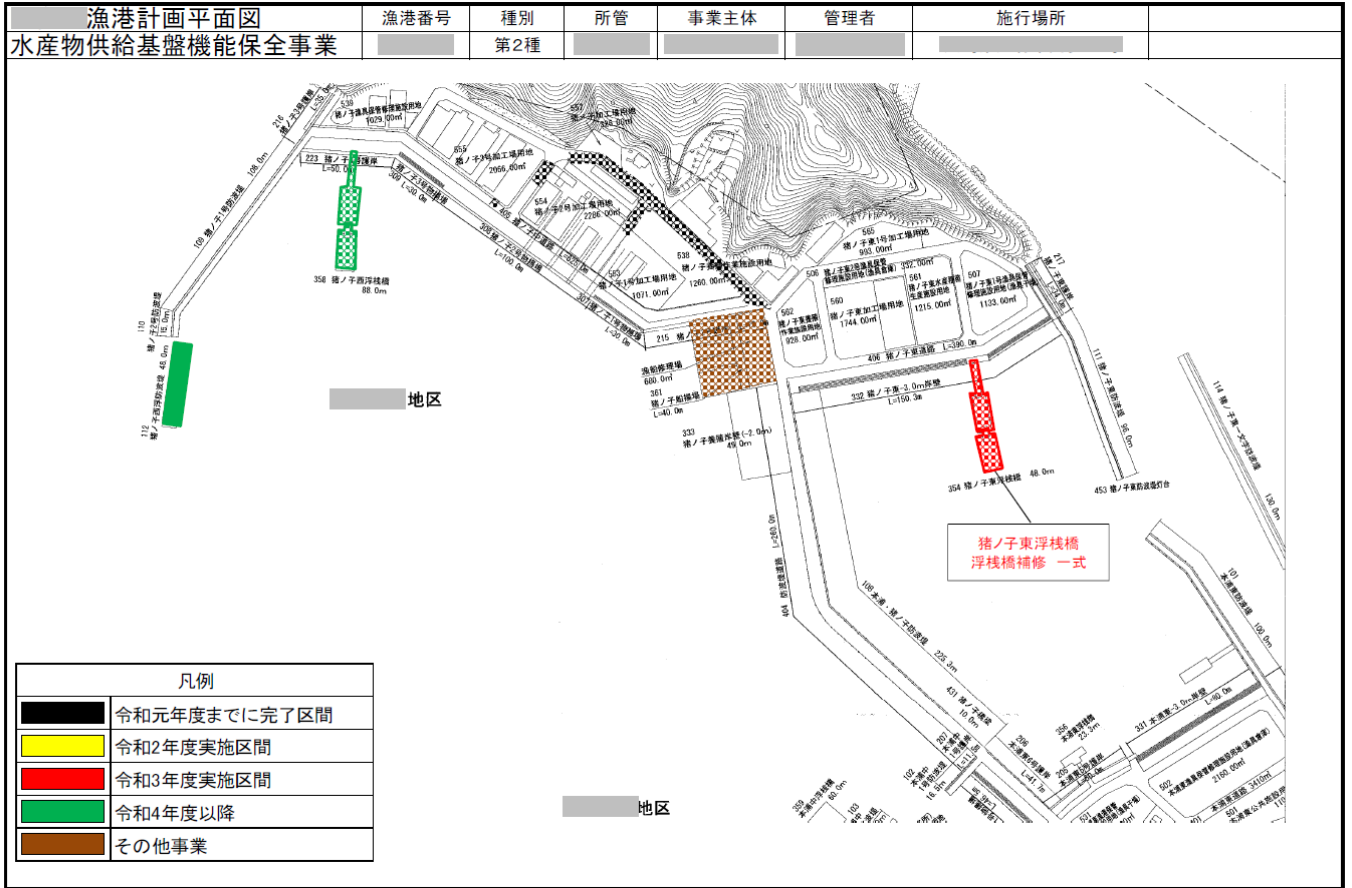
設 計 総 括 表											
水産物供給基盤機能保全事業							地区				
事業 主体	漁港名	費 目	工 種	数 量	事業費	国 費	国 費 算 定 内 訳				参 考
							80.60.55/100		補助率		
							事業費	国費	事業費	国費	
	漁港	事業費			19,400,000	11,640,000	19,400,000	11,640,000			
		工事費			19,400,000	11,640,000	19,400,000	11,640,000			
		本工事費				19,400,000	11,640,000	19,400,000	11,640,000		
			猪ノ子東浮棧橋	1基	19,400,000	11,640,000	19,400,000	11,640,000		係留施設(60/100)	

<工事費内訳表>

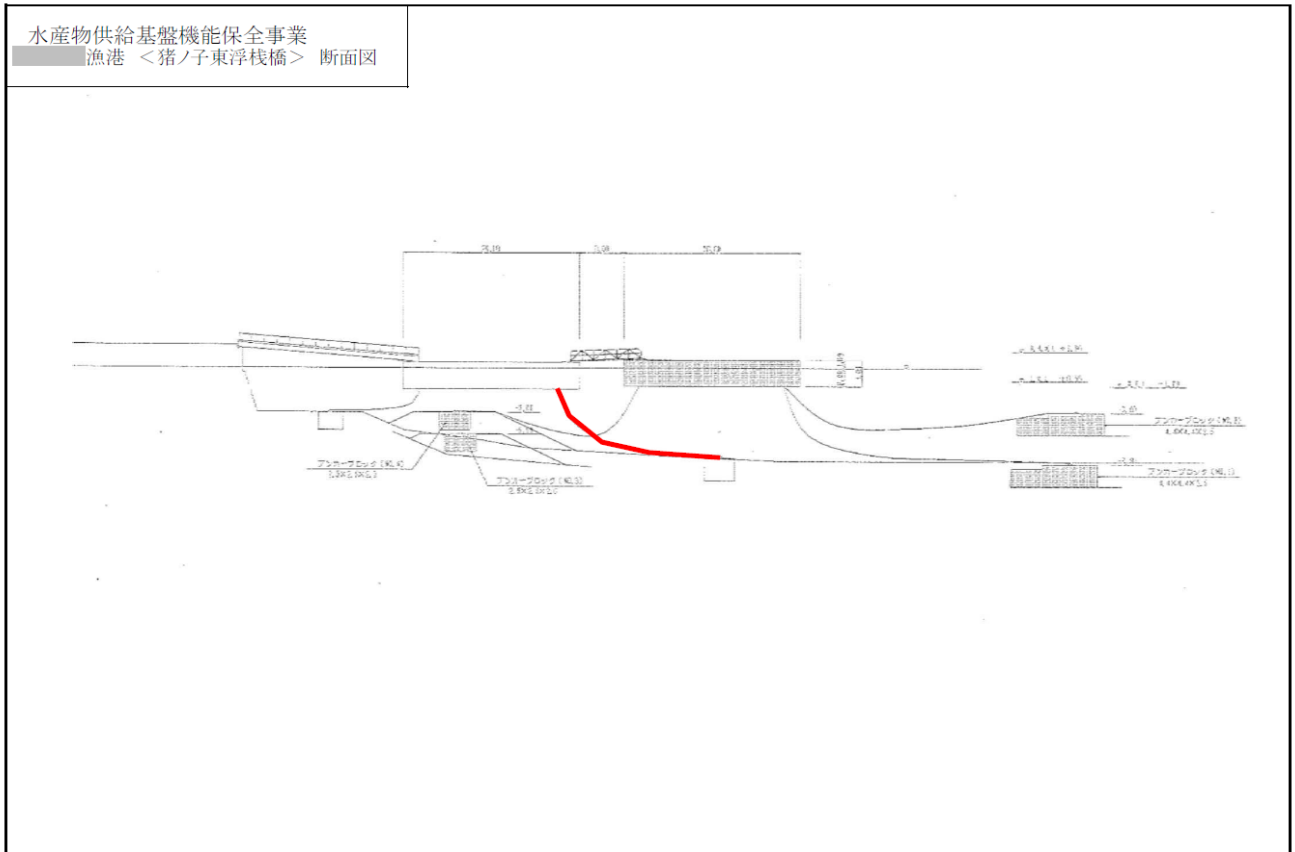
工 事 費 内 訳 表

事業主体	漁港名	費目	工種	区分	数量	単位	単価	金額	備考
		工事費						19,400,000	
		本工事費						19,400,000	
			猪ノ子東浮棧橋		1	基		19,400,000	係留施設(浮棧橋)
				浮棧橋補修	1	式	10,700,000	10,700,000	チェーン設置撤去工 アンカーチェーン 3種φ81 N=1本
				諸経費等				8,700,000	

<計画平面図>



<断面図>



(平成29年9月撮影)



猪子東浮棧橋

(令和元年10月撮影)



チェーン劣化状況



添付する写真は、整備目的がわかる代表的なものを、
 (例) ・機能保全事業以外の場合 港内静穏度向上、防波堤嵩上げに係るものなど
 ・機能保全事業の場合 保全工事、計画の見直しに係る施設など

(参考) 漁港漁場整備事業の主な工種区分一覧表

事業名	工種
水産物供給基盤整備事業のうち、漁港施設の整備	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤、胸壁、岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋、船揚場、泊地、航路、鉄道、道路、駐車場、橋、運河、漁港施設用地、水産種苗生産施設、養殖用作業施設、荷さばき所、製氷、冷凍及び冷蔵施設、加工場、漁港浄化施設、水産物流通センター、電源施設
水産物供給基盤整備事業のうち、漁場の施設の整備	魚礁、着定基質、消波施設、海水交流施設、中間育成施設、用地、区画施設、底質改善、人工海底山脈、湧昇流発生装置、音響給餌ブイシステム
水産環境整備事業	魚礁、着定基質、消波施設、海水交流施設、中間育成施設、用地、区画施設、底質改善、人工海底山脈、湧昇流発生装置、音響給餌ブイシステム、作れい、水深確保、漁場観測施設、たい積物の除去、導水施設、覆砂、干潟、突堤、離岸堤、土砂流入防止施設、循環ポンプ、水質浄化施設、廃油処理施設、清掃船、廃船処理、放置座礁船の処理等
水産生産基盤整備事業	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤、胸壁、岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋、船揚場、泊地、航路、鉄道、道路、駐車場、橋、運河、漁港施設用地、水産種苗生産施設、養殖用作業施設、荷さばき所、製氷、冷凍及び冷蔵施設、加工場、漁港浄化施設、水産物流通センター、電源施設、魚礁、着定基質、消波施設、海水交流施設、中間育成施設、用地、区画施設、底質改善、人工海底山脈、湧昇流発生装置、音響給餌ブイシステム、作れい、水深確保、漁場観測施設、たい積物の除去、導水施設、覆砂、干潟、突堤、離岸堤、土砂流入防止施設、循環ポンプ、水質浄化施設、廃油処理施設、清掃船、廃船処理、放置座礁船の処理等
漁村整備事業	漁業集落道、水産飲雑用水施設、漁業集落排水施設、防災安全施設、緑地・広場施設、用地等

(出典) 水産基盤整備事業、海岸整備事業、地方創生汚水処理施設整備推進交付金及び地方創生港整備推進交付金の事務要領 (令和4年4月1日付け3水港第2433号)

Ⅲ-② 発注関係事務

公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下、品確法という。)では、公共工事は、経済性に配慮しつつ、価格と品質が総合的に優れた内容の契約を行うこととされ、発注者は「発注関係事務」を適切に行い、必要に応じて「発注者支援機関」の活用を努めることなどが規定されている。

漁港漁場整備事業の事業主体は、工事の品質確保のため、仕様書及び設計書等の契約図書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約相手方の決定、工事の監督・検査などの発注関係事務を適切に実施することが必要である。

漁港漁場整備事業では、補助事業等の対象となる漁港漁場整備事業の施行に必要な発注関係事務(積算、技術審査、工事監督及び検査等)に係る業務委託については、「測量設計費」で支弁することができるとしている。なお、支弁の対象であるか否かについて判断が難しい場合には、個別に水産庁整備課企画班に相談されたい。

ただし、発注関係事務を委託する機関については、水産関係公共事業全般に対する知見、工事の対象とする施設に対する技術的能力等に配慮しつつ、公平性、中立性、法令の遵守、秘密保持の確保ができる者を選定する必要があることに留意する。

- 漁港漁場整備事業の事業主体は、発注関係事務の実施に際しては、「水産基盤整備事業工事等の今後の取組方針について」(平成18年2月28日付け17水港第2760号)、「水産基盤整備事業等における品質確保促進ガイドライン」(平成19年3月水産庁漁港漁場整備部)を踏まえて適切に対応する。
- 実際の発注関係事務の実施に当たっては、「漁港漁場関係事業事務必携」、積算等の各実務に関する参考図書等を作成しており、参考にできる。なお、参考図書等は水産庁HP (<http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/supply/sonota/>) で掲載している。
- 専門的な知見や技術的な支援が必要な場合には、「水産基盤整備・維持管理に係る市町村支援のための連絡協議会」が公表している「水産基盤整備・維持管理に係る市町村支援の具体的内容について」(令和元年6月)を踏まえ、相談することも有効である。
(<http://www.fidec.or.jp/shichouson-shien>)

<関連する通知及び参考になる資料等>

(契約図書の作成)

- 「品確法の発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」(令和2年1月30日改正,公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議)「現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成」 (<http://www.mlit.go.jp/tec/content/200130reiwaunyousshishin.pdf>)
- 漁港漁場関係工事共通仕様書新旧対照表(水産庁漁港漁場整備部)
(最新情報は、<http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/supply/sonota/>の「共通仕様書等」に掲載)
- 漁港漁場関係工事共通仕様書(公益社団法人全国漁港漁場協会)
- 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書(平成30年5月,水産庁漁港漁場整備部)
(<https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/supply/sonota/attach/pdf/index-34.pdf>)

(積算等)

- 漁港漁場関係工事積算基準新旧対比表(水産庁漁港漁場整備部)
- 船舶および機械器具等の損料算定基準新旧対比表(水産庁漁港漁場整備部)
- 漁港漁場関係事業に適用する設計業務委託等技術者単価(水産庁漁港漁場整備部)
(上記事項に関する最新情報は、<http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/supply/sonota/>の「積算基準等」に掲載)
- 漁港漁場関係工事積算基準(公益社団法人全国漁港漁場協会)
- 船舶および機械器具等の損料算定基準(公益社団法人全国漁港漁場協会)
- [月刊]積算資料(一般財団法人経済調査会)※可能な限り最新版を活用すること。
- [月刊]建設物価資料(一般財団法人建設物価調査会)※可能な限り最新版を活用すること。

(入札及び契約の方法及び契約相手の選定)

- 「品確法の発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」(令和2年1月30日改正,公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議)「工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用について」
(<http://www.mlit.go.jp/tec/content/200130reiwaunyoushishin.pdf>)

(工事の監督・検査)

- 漁港漁場整備事業等請負工事監督・検査要領(平成23年8月4日23水港第1383号)
- 漁港漁場関係工事共通仕様書(公益社団法人全国漁港漁場協会)の共通仕様書

(工事中及び完成時の施工状況の確認・評価)

- 漁港漁場関係工事共通仕様書(公益社団法人全国漁港漁場協会)の共通仕様書、付属資料「施工状況検査一覧表」及び品質・出来高・写真管理基準

Ⅲ-③ 実績報告と額の確定

補助金等の交付決定によって始まった補助事業等は、額の確定をもって終わることになる。額の確定を行うためには、事業が補助事業等の交付決定の内容、条件等に適合して行われたかどうか、また、事業の精算が適正に行われたかどうかを調査確認することが必要となる。このため、補助事業者等は、適正化法の規定により、事業の遂行状況及び成果等を報告することが義務づけられている。

(事業遂行状況報告書)

- 適正化法第12条の規定による報告は、水産基盤整備事業補助金交付要綱第12の規定によって、補助金の交付のあった年度の各四半期(第4・四半期を除く。)末日現在において事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までにこれを提出する。
- 事業遂行状況報告書の様式は、交付要綱別記様式第7号を用いる。ただし、「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」に係る報告を農林水産大臣に行っている場合は省略することができる。

(実績報告書等)

- 補助事業等が完了した時は、適正化法第14条の規定に基づき、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書(繰越の場合は年度終了報告書)を提出する。
- 実績報告書の様式は、交付要綱の別紙様式第8号及び第9号、年度終了報告書の様式は、交付要綱の別紙様式10号を用いる
- 実績報告書を提出する期日は、規則第6条の規定に基づき、補助事業等の完了の日から起算して1月を経過した日又は補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとなっている(なお、交付先が地方公共団体であり、確定額と同額の前金払又は概算払を受けている場合(繰越の場合を除く。))は、補助事業等の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の6月10日までとするとなっている。)
- 年度終了報告(繰越の場合)を提出する期日は、交付要綱第13第2項の規定により、翌年度の4月30日までとなっている。

(額の確定)

- 補助事業等の完了等の成果の報告を受けた場合、国は適正化法第15条の規定に基づき、報告書等書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等を行い、交付決定の内容等に適合すると認めるときは、補助金等の額を確定し、補助事業者等に通知することとなっている。
- 補助事業者等は、既に確定額を超える補助金等の交付を受けている場合、適正化法第18条の規定に基づき、その超える額を国庫に返還しなければならない。

<関連する通知等>

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)
- 農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)
- 水産基盤整備事業補助金交付要綱(平成13年4月13日付け12水港第4494号)

<参考になる資料等>

- 漁港漁場関係事業事務必携 令和4年度(公益社団法人全国漁港漁場協会)

水産基盤整備事業補助金実績報告書

号

年 月 日

知事

年度水産基盤整備事業を下記のとおり実施したので、水産基盤整備事業補助金交付要綱第14の規定に基づき報告する。

記

1. 漁港別又は地区別事業実績表 → (次頁上段参照)

2. 事業完了年月日

3. 事業実績総括表 → (次頁中段参照)

4. 工事費実績内訳表 → (次頁下段参照)

5. 取得財産調書

該当なし → 該当がある場合は交付要綱別紙様式第8号により取得財産調書を添付

● 事業実績表の記入例

1 漁港別又は地区別事業実績表

事業名	漁港名 又は 地区名	事業主体	交付決定			計画				実績					備考	
			番号	年月日	変更年月日	事業費	負担区分				事業費	負担区分				
							国費	都道府県費	市町村費	その他		国費	都道府県費	市町村費		その他
生産基盤	区	市	水港第号	H30.5.28	H31.3.8	124,400,000	99,520,000	2,177,000	22,703,000	0	124,400,000	99,520,000	2,177,000	22,703,000	0	
通常予算 小計						124,400,000	99,520,000	2,177,000	22,703,000	0	124,400,000	99,520,000	2,177,000	22,703,000	0	
生産基盤（離島・一般）計						124,400,000	99,520,000	2,177,000	22,703,000	0	124,400,000	99,520,000	2,177,000	22,703,000	0	

2 事業完了年月日 令和元年9月26日

● 事業実績総括表の記入例

3 事業実績総括表

水産生産基盤整備事業実績総括表

漁港名 又は 地区名	事業主体	工種	事業費	工事費	工事費内訳					国費内訳					
					本工事費	附帯工事費	測量及び試験費	用地及び補償費	船舶及び機械器具費	補助率	交付決定額 A	既受領額 B	不用額 A-B	精算額 C	返還額 B-C
市	市	30年度 施行分	124,400,000	124,400,000	124,400,000	0	0	0	0	80	99,520,000	99,520,000	0	99,520,000	0
		沖防波堤	43,736,520	43,736,520	43,736,520	0	0	0	0	80	99,520,000	34,989,216	0	34,989,216	0
		31年度 施行分	80,663,480	80,663,480	80,663,480	0	0	0	0	80	0	64,530,784	0	64,530,784	0
		沖防波堤	43,736,520	43,736,520	43,736,520	0	0	0	0	80	99,520,000	34,989,216	0	34,989,216	0
		31年度 施行分	80,663,480	80,663,480	80,663,480	0	0	0	0	80	0	64,530,784	0	64,530,784	0
		合計	124,400,000	124,400,000	124,400,000	0	0	0	0	80	99,520,000	99,520,000	0	99,520,000	0

● 工事費実績内訳表の記入例

4 工事費実績内訳表

工事費実績内訳表

事業名		水産生産基盤整備事業		漁港名又は地区名		市						
事業主体	費目	工種	計画		実績		契約年月日	契約工期	工事完了 年月日	検査 年月日	検査員職氏名	備考
			数量	金額	数量	金額						
市	工事費											
	本工事費											
		沖防波堤	11.6m	124,400,000	11.6m	124,400,000						
						1,336,520	H29.9.11	H29.9.15 ~ H30.8.31	H30.7.30	H30.7.31	基盤整備課長	第1回変更 H30.3.26 第2回変更 H30.7.23
						123,063,480	H30.9.21	H30.9.26 ~ R1.9.30	R1.9.20	R1.9.26	基盤整備課長	第1回変更 H31.3.22 第2回変更 R1.7.2

Ⅲ-④ 漁港台帳の調製

漁港管理者は、漁港漁場整備法第36条の2の規定によって、その管理する漁港について漁港台帳を調製しなければならないとされている。このため、漁港管理者は、その管理する漁港については、その現状を把握し、適切な管理を行うため、関係法令等に基づいて、漁港台帳を調製し、請求があったときには閲覧に供しなければならない。

漁港施設は、施設の種類も多岐にわたり、整備のための事業も多様であり、事業完成までに長期間を要するのが通例である。また、近年は老朽化点検に基づく漁港施設の長寿命化対策を進めており、その管理する施設の経緯、現状等を明確にする上でも漁港台帳の適切な整備は必要不可欠である。

なお、漁港管理者が自ら造成した施設以外にも、寄付により取得したもの、他の公共団体から管理の委託を受けたもの、公用水面の埋め立ての免許条件によって漁港管理者に帰属した施設や土地等についても、漏れることなく台帳に記載する必要がある。

この他、漁港台帳は、普通交付税の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料としても用いられることとなっており、漁港においては、前年3月31日現在において漁港台帳に記載されている係留施設の延長及び外郭施設の延長とされている。

したがって、漁港台帳については、常に施設の現状を正確に把握しておくことが必要であり、漁港管理者は、工事等に伴って漁港台帳の記載事項に変更があったときにはその都度台帳に記載しなければならない。

なお、災害が生じた場合、漁港台帳に記載されていない施設(構造、延長も含む。)については、公共土木施設としての復旧対象とならないので、台帳の調製に際しては注意しなければならない。

【漁港漁場整備法】

(漁港台帳)

第三十六条の二 漁港管理者は、その管理する漁港について、漁港台帳を調製しなければならない。

2 漁港台帳に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

【漁港漁場整備法施行規則】

(漁港台帳に記載すべき事項等)

第九条 漁港台帳には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 漁港の名称、種類、所在地及び区域
- 二 漁港施設の種類、名称、所在地、構造及び規模又は能力
- 三 漁港施設の所有者及び管理者
- 四 漁港施設の建設又は取得の年月日
- 五 漁港施設の建設又は取得の価格
- 六 その他漁港の維持管理上必要な事項

2 漁港台帳の様式は、農林水産大臣が告示で定める。

3 漁港台帳には、農林水産大臣が告示で定める図面を添付しなければならない。

4 漁港管理者は、第一項の漁港台帳の記載事項に変更があつたときは、変更に係る事項をその都度当該漁港台帳に記載しなければならない。

(漁港台帳の備付け及び閲覧)

第十条 漁港管理者は、漁港台帳をその事務所に備えて置き、関係者の請求があつた場合には、これをその閲覧に供しなければならない。

【告 示】

漁港台帳の様式及び漁港台帳に添付すべき図面を定める告示(昭和三十二年農林省告示第二百二十九号)

- 一 漁港台帳の様式
- 二 漁港台帳に添付すべき図面
 - (一)漁港の平面図
 - (二)外かく施設及びけい留施設の標準断面図
 - (三)水準図面

<参考になる資料等>

漁港漁場管理の手引 平成21年度版(社団法人全国漁港漁場協会)

- 第1章 漁港の維持管理 Ⅲ 漁港の管理一般
 - 5 漁港台帳
- 第3章 関係通知等 I 漁港漁場整備法関係
 - 8 漁港台帳の様式及び漁港台帳に添付すべき図面を定める告示
 - 9 漁港漁場整備法施行規則第9条第2項及び第3項の規定による漁港台帳及びこれに添付すべき図面の調製要領について
 - 10 漁港台帳記載例

【台帳電子化の推進】

漁港施設の情報管理にあたっては、施設情報を電子化およびデータベース化することにより、効率的なマネジメントが可能となります。特に漁港台帳をデータベース化し、施設情報をGIS (Geographic Information System : 地理情報システム) で地図情報とリンクさせることにより、各種情報の視覚化や正確な位置情報の把握が可能となり、老朽化対策の効率化も期待できます。

現状、漁港施設等の情報を管理するのに適したシステムは何種類かありますが、その機能に応じて「GIS型データベース」と「簡易型データベース」に大別できます。効率的・効果的な施設管理を行う観点からGIS型データベースを基本として推奨されますが、小規模な漁港のみを管理する場合などは、システムの導入・運用等にかかるコストや利用状況等を考慮し、簡易型データベースを使用することもできます。

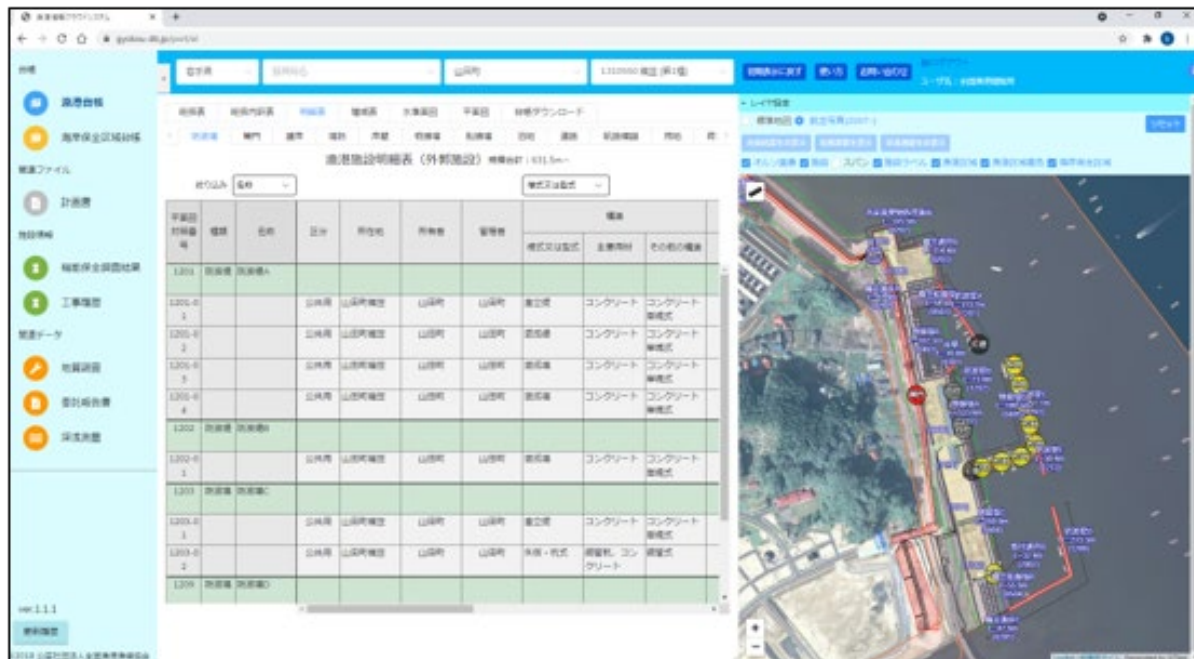
当該費用については、漁港管理者等において事務費等にて支弁する必要がありますが、水産基盤整備事業等を実施する漁港においては「測量設計費」の活用も可能となります。

なお、漁港台帳のデータベース化に当たっては、

- ・令和5年3月15日付け(事務連絡)「漁港施設情報等のデータベース化について(情報提供)」担当者あて
 - ・令和4年4月8日付け(4水港第40号)「漁港台帳及び図面の調整要領」の補足について(技術的助言)担当主務課長あて
- によりそれぞれ文書が示されています。

GIS型
データ
ベース

漁港台帳 + 施設情報



参考: 漁港情報クラウドシステム(公社全国漁港漁場協会)

■ 漁港台帳情報

- ・漁港平面図(PDF)
- ・水準面図
- ・施設毎標準断面図 (外郭・係留)

紐付け

■ スパン毎情報

- ・竣工図 (平面、縦断、標準断面)
- ・設計図書
- ・安定計算表
- ・現況写真

漁港電子平面図 (GIS)

加工・登録

スパン番号の管理による 点検結果のデータベース化

図化



点検結果とスパン位置を紐付けて管理

老朽化点検データ
簡易/詳細調査結果

現地現況確認



GPS測量



ドローン空撮

簡易型
データ
ベース

施設の基本情報のみ

漁港電子平面図情報がない

漁港台帳データ

それぞれの情報
に連動性なし

■ 施設情報

- ・図面
- ・設計図書
- ・現況写真
- ・工事関連データ

施設形状 (施設断面、施設スパン)
や工事区間、点検位置等の紐付、
図示ができない

■ 老朽化点検データ

- ・簡易
- ・詳細調査結果

■ 漁港施設点検データ

- ・日常施設、管理利用、災害

「水産基盤整備事業における附帯施設の取扱い」

問 来年度以降、機能保全工事を実施することを考えているが、基本施設以外の附帯施設は、国庫補助対象となるのでしょうか？

(回答)

水産物供給基盤機能保全事業においては、水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について(平成13年3月30日付け12水港第4541号水産庁長官通知)第1の1の(1)のウ係留施設を、国庫補助対象としており、機能上又は管理上必要と認められる場合は附帯施設も国庫補助対象となり得ます。

また、水産物供給基盤機能保全事業は、機能保全計画に基づく保全工事を対象としています。「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン(平成27年5月)」のP16表3.1機能保全レベルの概要にも附帯施設が位置づけられています。

ただし、老朽化した係船柱、防舷材、はしご、係船環のみの交換は、通常の維持管理相当と考えられることから、附帯施設のみの修繕は機能保全工事の対象としておりません。上部工、舗装工の打ち換えに伴い、一体的に交換する必要がある場合には、機能保全工事の中で実施している場合があります。

「港内へ堆積する土砂の処分方法」

問 漁港の水域施設において、近年の潮流変化により、当面の間、定期的な浚渫が必要な状況にあり、その土砂は全て漁港区域内に仮置きしている。しかし、浚渫土の置き場は不足しているため、土砂の仮置きに関して何か良い解決策は無いか教えてほしい。

なお、解決策がない場合、浚渫土砂の海洋投棄を行いたいが、その実現可能性と、その方法や留意点、手続き等を教えてほしい。

(回答)

土砂処分の方法については、近隣の漁港工事での利用や他事業(県・近隣市町)での有効活用もしくは最終処分場へ適切に処分するなどについてご検討されるとよいと思います。

浚渫土砂の海洋投入処分を行う場合には、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)」に係る手続きが必要となります。その条件として、他の事業で有効利用及び陸上処分が無理な場合で環境への障害がない場合に限る旨があげられていますのでご留意ください。また、海洋投入場所には、周辺漁協(漁業者)との合意も必要となります。海洋投入処分の事例については、県を通じてご確認・参照ください。

「改良した物揚場の機能保全」

問 漁港台帳上は、物揚場となっているものの、地元からの要望を元に交付金事業にて物揚場の上部に波返しを増設した施設があり、機能保全計画の策定を行いたいと考えています。現状として、物揚場としての利用があるため、今後も補助を受けて保全工事を実施したいと考えているところ、どのように機能保全計画を策定し、保全工事を実施したらよいか。

(回答)

漁港台帳において物揚場として登録されている施設が実態と合っていないようであれば見直した方が良くと思います。施設の種別区分に懸念があるのであれば、種別区分を修正すればよいと考えます。場合によっては、兼用工作物として整理することも可能です。お問い合わせの施設を見る限り、当該物揚場の延長の大部分に波返しが設置されており、海へのアクセスのために波返しがない部分については角落しのレールがあることから、護岸として漁港台帳を整理してはどうかと考えます。仮に漁港台帳を見直すとした場合、財産処分の観点からは、当該施設の建設年が昭和52年で、平成22年の交付金事業を行う時点で、既に処分制限期間を過ぎていることから、物揚場から護岸へ目的外使用をする場合にあっては補助金の返還は不要となります。こうした施設の今後の整理をした上で、機能保全計画の見直しを行ってください。その後、漁船数などの事業要件を満たしていれば、機能保全計画に従って水産物供給基盤機能保全事業を実施していくことになります。

なお、機能保全の観点からは、物揚場部分と波返し部分を一体的に維持管理することが理想ですが、整備実績、利用実態等からやむを得ず、別々に管理すると判断することや、たとえば波返し部分のみを単独事業として予算区分を別にして維持管理することも可能です。ただ、今後何十年も維持管理していくことを勧案すると、できる限りシンプルに整理した方が継続性を担保しやすいと思います。

「魚礁の試験設置」

問 タコの試験的な魚礁を検討しているが、国庫補助事業のメニューがありましたら、手続き等も含めて紹介をお願いしたい。

(回答)

ご相談の内容について、どの程度の規模の調査・試験を検討しているのか分かりませんが、試験設置のみの内容では、通常の国庫補助事業の活用は難しいです。

ただし、たとえば、農山漁村地域整備交付金における地域水産物供給基盤整備事業(漁場)を実施している場合には、当該事業の「効果促進事業」を活用することで補助対象となる場合があります。

「舗装工事における目地の工法選定の考え方」

問 -1.5m物揚場の保全工事を実施するにあたり、詳細設計を実施しています。漁港漁場関係工事積算基準では、コンクリート舗装における目地が4種類あるようですが、工法をどのように選択すればよいか教えてください。

(回答)

舗装コンクリートの設計・施工を行う際には、「舗装設計施工指針」「舗装設計便覧」「舗装施工便覧」および「漁港・漁場施設の設計参考図書」「漁港漁場関係工事関係共通仕様書」を参考にしてください。収縮目地については、施工方法により挿入工法とカット工法があり、現場条件により選択が可能です。

目地間隔は、「漁港・漁場施設の設計参考図書」(P499)に記載がありますのでこれを参考に配置下さい。

「漁港における放置艇の抑制について」

問 ●●漁港における漁船以外の船舶の利用について、放置艇の抑制を図りたい。

- ①条例を作成するため参考事例について情報提供いただきたい。
- ②利用実態に合った適正化を図りたいのでアドバイスをお願いしたい。

(回答)

①水産庁及び国土交通省で、令和3年3月に「プレジャーボートの放置艇対策の今後の対応について」を公表しています。水域の利用の競合の度合い等地域の実情を踏まえ、保管場所の確保、規制措置から所有者名簿の作成など弾力的な対応が可能です。また、▲▼漁港では、放置禁止区域が設定され、地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度導入された事例がありますので、参考までご紹介します。

②●●漁港の漁港管理者である貴町の漁港管理条例でも、問題なく、実態把握は可能と考えられます(ただし、指定区域を定めた場合、管理者への許可という強い規制が適応)。なお、漁港漁場整備法第38条「漁港施設を他人に利用させ、使用料を徴収する場合、利用方法及び料率を定めて、漁港管理者の認可を受けなければならない。」ので、当該規定に基づく認可、料金徴収を可能とする根拠についてご確認いただくとよいと考えます。参考事例の手順についても参照してください。

「漁港の管理について」

問 市内の第1種、第2種漁港を全て廃止し、新たな第2種漁港1つに統合したい。手続きとして関係各所に、既存の漁港廃止及び統合についての同意の照会を行うが、その事務の手続き主体が誰になるか知りたい。市内の第1種漁港は市、第2種漁港は県でよいか。

(回答)

漁港の統合には、全ての漁港を廃止し新たな漁港を指定する方法と、一の漁港に統合(統合する漁港は区域を変更し、統合される漁港は指定を取消す(必要に応じ統合する漁港の名称を変更))する方法があります。どちらも可能ですが、統合する場合指定を取消す手続きが不要のため、一の漁港に統合する事例が多いようです。

市内の全ての漁港を統合し第2種漁港とする場合には、前第2種漁港の区域を変更(必要に応じて名称も変更)し、統合される第1種漁港の指定を取消す方法が一般的と考えられますが、第2種漁港の指定又は指定内容の変更若しくは取消しについては、漁港漁場整備法第6条第2項及び第5項に基づき都道府県が行うので、事前に県庁と十分な調整が必要と考えられます。

「漁港海岸の防護高さについて」

問 近年高波浪時に、護岸に越波・越流が生じ、車や歩行者が非常に危険な状態となり道路の通行止めや住居への浸水被害等が度々発生している。高潮対策事業を検討中であるが、防護高(護岸天端高)の考え方に問題がないかや改善点等について知りたい。

(回答)

県が策定した沿岸海岸保全基本計画と市で策定した地区漁港海岸整備計画は整合をとる必要があります。海岸保全施設の天端高は、県の担当者にご相談し、隣接護岸、背後地の社会的、経済的重要度等を十分に考慮した余裕高の設定を検討する必要があります。

農山漁村地域整備交付金事業(高潮対策事業)の実施にあたっては、補助金交付決定前に海岸法第27条第2項に基づく協議が必要となりますが、事前相談も受け付けており、防災漁村課防災・海岸班までご連絡ください。なお、周辺の越波状況は不明ですが、すでに前面に離岸堤を設置してある場合には、その護岸の高さと越波状況を確認し、今回算出された護岸天端高さの妥当性を検証する方法もあります。

V. 近年の漁港漁場整備事業に掛る制度の主な拡充・改正事項とその概要

※概要を大まかに記載しています。詳細は公表資料 (https://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_yosan/index.html) や公文書でご確認ください。

	事項	概要	改正箇所
R3 年度	港湾背後における流通機能強化	・港湾の背後地における衛生管理型産地市場等の整備を補助対象化	交付要綱運用
	水産物流通の拠点におけるICTの活用推進	・荷さばき所や岸壁の整備と一体的に行う情報処理施設の整備を追加	交付要綱運用
	養殖業成長産業化に向けた生産拠点整備	・安定的な種苗確保のための種苗生産施設整備を補助対象化 ・効率的な作業環境のための用地への屋根整備等を補助対象化 ・養殖適地の選定や施設の検討に係る調査を補助対象化	交付要綱運用
	海洋環境の変動に対応した漁場整備の展開	・試験的な魚礁設置等の実証試験の実施及びモニタリングの実施を補助対象化	交付要綱運用
	拠点漁港等における非常電源確保対策	・電源施設の高架化、非常電源の設置を補助対象化	交付要綱運用
	漁港施設の効率的な維持管理の促進	・荷さばき所の機能保全対策を補助対象化	交付要綱運用
	漁村における防災・生活インフラ整備の強化	・交付金事業のうち、漁業集落排水施設等の防災・生活インフラの計画的・集中的な整備を補助事業化	交付要綱
R4 年度	拠点漁港における流通機能高度化・輸出促進対策	・流通拠点漁港等における漁港総合利用・運営計画の策定を補助対象化 ・漁港総合利用・運営計画に基づく既存施設等の再編・整序を補助対象化 ・加工場や水産物流通センターの整備を当初予算においても補助対象化 ・荷さばき所等の整備の採択要件を属地陸揚量3,000トン以上等と見直し	交付要綱運用
	養殖生産拠点における一体的な施設整備	・事業の対象地域に無給餌養殖品目を取り扱う養殖地域を追加 ・養殖場としての活用するための海域環境等調査を補助対象化 ・養殖生産拠点における整備事業として、荷さばき所、加工場等を補助対象化 ・養殖種苗の海水馴致に必要な取水施設の整備等を補助対象化	交付要綱運用
	栽培漁業と連携した漁場整備の展開	・魚礁の機能保全対策を補助対象化 ・水産環境整備マスタープラン対象種の種苗生産施設整備を補助対象化	交付要綱運用
	漁業地域における防災・減災対策の推進	・漁港の機能施設の用地嵩上げや胸壁等の整備を補助対象化 ・避難路、避難地の整備について、集落人口要件を100人以上と見直し	運用
	予防保全型の老朽化対策の推進	・機能保全計画見直し経費を補助対象化(ただし新技術の導入等により確実にライフサイクルコストの低減が図られると見込まれる場合等に限る。)	交付要綱運用
	持続可能な水産物生産体制の構築	・藻場・干潟の整備はソフト対策と連携して取り組む地区を対象を絞る ・漁船や冷凍トラック等に対する電力供給設備の整備を補助対象化 ・広域的な藻場・干潟調査、モニタリングの実施を補助対象化	運用
	日本海溝・千島海溝地震防災対策特措法関連	・避難場所、避難経路の整備に係る補助率を3分の2以内に嵩上げ	交付要綱
	施越の対象の見直し	・施越工事の対象について、「複数年度にわたって工事をするもの」で「施工時期の標準化を図るためのもの」を追加	取扱い
	共通	・「測量及び試験費」を「測量設計費」に変更	取扱い
R5 年度	流通拠点漁港等を中心とした圏域機能強化対策	・圏域機能強化対策整備方針に基づく「事業計画等策定調査」を補助対象化 ・圏域機能強化対策整備方針に基づいて実施する事業の採択要件を「圏域機能強化対策整備方針に位置づけられた漁港の計画事業費の合計が5億円以上」等とする ・離島・奄美・沖縄の拠点漁港における荷さばき所等整備の採択要件を「年間取扱量1,000トン以上」へと見直し ・漁港施設用地における屋根等の整備を補助対象化	交付要綱実施要領運用
	漁港施設の老朽化対策の推進	・事業主体に漁港管理者以外の地方公共団体、水産業協同組合を追加。 ・漁港環境整備施設(水域施設と接する施設に限る)の老朽化対策を補助対象化	実施要領交付要綱運用

凡例 実施要領：水産物供給基盤整備事業等実施要領
取扱い：水産基盤整備事業及び海岸整備事業の実施に当たったの取扱い

運用：水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用
交付要綱：水産基盤整備事業補助金交付要綱

VI. 補助対象に関するよくある問い合わせ内容とその回答

よろず相談や事業の実施に当たり、事業主体の方々から問い合わせの多かった内容について、簡単にまとめました。

	問い合わせ	回答
(共通) 測量設計費	測量設計費でどのような内容を実施できるか	<p>当該補助事業等の執行に必要な測量、調査、観測、設計、工事監督等を行うものです。詳しくは事務必携(青本)3.7の測量設計費の項目を参照ください。</p> <p>事業に必要な内容であって、上記に記載の項目に該当する内容であるか判断に迷う場合には、整備課企画班へお問い合わせください。</p>
機能保全事業	R4より補助対象となった「機能保全計画の見直し」経費について、採択基準を知りたい	<p>補助対象となるのは、新技術等の導入等により機能保全計画を見直すことによって、確実にライフサイクルコスト(国費を伴う工事費)が低減できるもの又はストック効果の最大化に向けた漁港の機能分担・有効活用推進事業実施要領に基づき漁港機能再編後に行う場合に限られます。</p> <p>「補助対象外の経費(点検、見回り、維持補修等)のみコスト低減できるもの」や同計画の見直しをせずとも実現できる、「施工の仕方の変更による経費削減」などについては対象となりませんのでご注意ください。</p>
	機能保全事業で航路・泊地の浚渫を行う際の条件について	<p>航路・泊地の維持のための浚渫工事は、基本的に管理者の責務となっています。</p> <p>浚渫工事を機能保全事業にて行う場合には、計画的に実施することで、ライフサイクルコストを低減できるものに限定して対象としています。また、その場合においても、概ね5年程度の間隔をあけていただくことを原則としています。</p>
	採択要件に満たない漁港について、補助を受ける方法はないか	<p>圏域計画により各漁港の機能分担・有効活用等の推進を図った上で、複数の漁港で漁港合併をする方法や、複数の漁港にて機能分担・有効活用等を行う「ストック効果の最大化に向けた漁港の機能分担・有効活用推進事業」(ネーミング事業)を取得することで、要件を満たしやすくなります。</p> <p>また、水産振興を図る上で特に必要であると整理される漁港については、支援の対象となる場合があります。該当すると考えられる場合には、具体的な状況を整理した上でご相談ください。</p>

<問い合わせ窓口一覧>

水産庁代表 03-3502-8111

(手引き全般に関する事項)

水産庁 整備課 企画班 (内線6880)

(Ⅰ. 事業基本計画に関する事項)

- 水産物供給基盤機能保全事業以外の事業基本計画の場合
水産庁 計画課 計画班 (内線6843)
- 水産物供給基盤機能保全事業の事業基本計画の場合
水産庁 整備課 企画班 (内線6880)

(Ⅱ. 予算要求と交付申請に関する事項)

- 予算要求、要求資料に関する事項
水産庁 計画課 事業班 (内線6842)
- 補助金交付申請に関する事務的な事項(交付申請書、繰越手続き)
水産庁 整備課 総括班 (内線6881)

(Ⅲ. 事業の執行と台帳調製に関する事項)

- 補助金交付申請に関する技術的な事項(工事設計書の作成、審査ヒアリング、工法協議)
水産庁 整備課 企画班 (内線6880)
- 発注関係事務に関する事項
水産庁 整備課 施工積算班 (内線6884)
- 実績報告等に関する事項
水産庁 整備課 総括班 (内線6881)
- 漁港台帳の調製に関する事項
水産庁 計画課 管理班 (内線6846)